

青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して
事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関
係者が適切に対処するための指針の一部を改正する
告示案(概要)

若者雇用促進法に基づく指針(告示)改正(案)の概要について

【指針改正の背景・経緯】

- 「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)において、「単線型のキャリアパスでは、ライフステージに合った仕事の仕方を選択しにくい。」とされ、単線型の日本のキャリアパスを変える取組の1つとして、「若者雇用促進法に基づく指針を改定し、希望する地域等で働ける勤務制度の導入など多様な選考・採用機会を促進」することとされた。
- このため、厚生労働省からの要請を受けた独立行政法人労働政策研究・研修機構(JILPT)において、「多様な選考・採用機会の拡大に向けた検討会」を設置し、実態把握、課題の整理、多様な選考・採用機会の拡大に向けた方策等を検討した。

【指針改正の狙い】

新卒者等 にとって

- 地域等を限定した働き方や、生活と仕事の両立が可能な働き方に対する新卒者等のニーズが高いことを踏まえ、若者一人ひとりが社会で能力を発揮できるよう、こうした働き方が具体的な選択肢となる環境整備を図る。

企業に とって

- 今後も若者人口が減少し、人手不足が構造的な問題となることが見込まれる中で、若者が能力を発揮できる環境整備に取り組むことで、企業の人材確保の機会拡大、採用後の職場定着を図る。

【指針改正の概要】

第二 事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置

三 意欲・能力に応じた就職機会の提供等

(二) 学校等の新規卒業予定者に係る採用方法

イ 通年採用や秋季採用の積極的な導入【下線部追加】

学校等の新規卒業予定者の採用時期については、春季の一括採用が雇用慣行として定着しているところであるが、何らかの理由により当該時期を逸した青少年に対しても応募の機会を提供する観点から、通年採用や秋季採用の導入等の個々の事情に配慮した柔軟な対応を積極的に検討すること。

四 学校卒業見込者等が希望する地域等で働ける環境の整備【新設】

青少年が、希望する働き方を選択し、自ら主体的・継続的なキャリア形成を図ることを可能とするためには、より柔軟かつ多様な就業機会の選択肢が必要である。特に、仕事と生活の調和等の観点から、学校卒業段階で希望する地域で就職機会を得、その地域において中長期的にキャリア形成ができる環境整備が求められる。このため、事業主は、ICT利活用の可能性も検討しつつ、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。

(一) 地域を限定して働ける勤務制度の積極的な導入

学校卒業見込者等が一定の地域において働き続けることができるよう、広域的な事業拠点を有する企業は、一定の地域に限定して働ける勤務制度の導入を積極的に検討すること。

(二) キャリア展望に係る情報開示

学校卒業見込者等が適職を選択し、安定的に働き続けることができるよう、採用後の就業場所や職務内容等を限定した採用区分については、それぞれの選択肢ごとのキャリア形成の見通しなど、将来のキャリア展望に係る情報開示を積極的に行うこと。

參考資料

「多様な選考・採用機会の拡大に向けた検討会」の開催

開催経緯

「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)において、「単線型のキャリアパスでは、ライフステージに合った仕事の仕方を選択しにくい。これに対し、転職が不利にならない柔軟な労働市場や企業慣行を確立すれば、労働者が自分にあった働き方を選択して自らキャリアを設計できるようになり、付加価値の高い産業への転職・再就職を通じて国全体の生産性の向上にもつながる。」とされており、さらに、「若者雇用促進法に基づく指針を改定し、希望する地域等で働ける勤務制度の導入など多様な選考・採用機会を促進」、「年齢にかかわらず多様な選考・採用機会の拡大に向けて、転職者の受入れ促進のための指針を策定」することとされた。このため、厚生労働省からの要請を受け、独立行政法人労働政策研究・研修機構(JILPT)において、多様な選考・採用機会の拡大に向けた実態把握、論点の整理を目的として検討会を開催したもの。

検討事項

- 新規学卒採用及び転職者受入れの実態
- 転職・再就職者の採用機会の拡大に資する企業の具体的な取組事例
- 新規学卒採用で希望する地域等で働ける勤務制度導入等の取組事例
- 多様な選考・採用機会の拡大に向けた具体的な課題及び提言

検討会委員

海老原 嗣生	(株)ニッチモ代表取締役
大内 伸哉	神戸大学大学院法学研究科教授
小野 晶子	(独)労働政策研究・研修機構主任研究員
近藤 佑介	(株)オプトホールディング 執行役員ビジネスサービス本部長
坂本 泰	東日本旅客鉄道(株) 人事部業務革新・ ダイバーシティ推進グループ課長
◎佐藤 博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
濱口 桂一郎	(独)労働政策研究・研修機構労働政策研究所長
古市 憲寿	慶應義塾大学SFC研究所上席所員

開催実績

- 第1回 平成29年8月3日(木)
意見交換
- 第2回 平成29年8月22日(火)
企業・有識者等からのヒアリング①【新卒】
 - ・常見陽平氏(千葉商科大学国際教養学部専任講師)
 - ・日比野勇志氏(野村證券(株)執行役員人事部長)
- 第3回 平成29年10月3日(火)
企業・有識者等からのヒアリング②【転職】
 - ・齊藤安良氏((株)ニトリ人財開発部ゼネラルマネージャー)
 - ・駒村純一氏(森下仁丹(株)社長)
- 第4回 平成29年10月27日(金)
企業・有識者等からのヒアリング③【転職】
 - ・中村天江氏(リクルートワークス研究所労働政策センター長)
 - ・田中久氏((公財)産業雇用安定センター業務部業務部長)
- 第5回 平成29年11月28日(火)
JILPT企業・学生等調査中間報告
報告書骨子案の検討
- 第6回 平成29年12月5日(火)
報告書案の検討
- 第7回 平成29年12月12日(火)
報告書とりまとめ

現状・課題認識

- 我が国では、ICT・AI・IoT等の進展により、産業構造や各企業の事業構造の大きな変化が見込まれる。また、職業キャリアが長期化し、少子化や価値観の変化等を背景に働き方のニーズが多様化している。
- その中で、勤務地・勤務内容・勤務時間などに限定のある働き方についても、少子化や価値観の変化等といった背景や、両立支援の観点から、新規卒の段階からニーズの高まりが見られる。
- また、転職・再就職においても、新卒就職時のミスマッチ是正のやキャリアアップ・キャリアチェンジのための転職、出産・育児に伴う退職後の再就職、老親介護等のための中高年齢者の転職・再就職など、一連の職業キャリアの中で、様々な場面において発生することが想定される。
- このような中で、企業と労働者双方のニーズに応え、年齢にかかわらず多様な選考・採用機会の拡大を図る必要がある。

目指すべき社会

- 企業は、高度な専門性や多様な経験をもつ人材の迅速な確保により、生産性の向上や、企業内におけるイノベーション創出を通じた成長が可能となる。
- 労働者は、産業・事業構造の急激な変化や、一人ひとりのライフスタイルやライフステージに対応し、多様で良質な就業機会を得ることができる。

基本的な考え方と具体的な取組

新卒者等

- 希望する地域等で働ける環境や仕事と生活の調和が図られる環境を整備し、企業の人材確保・職場定着を実現する。

<具体的な取組>

- 希望する地域で将来のキャリア展望が描ける募集・採用の仕組みを積極的に検討する
- 採用後の処遇や働き方、選択した採用区分ごとの具体的なキャリア展望等に係る情報開示に取り組む

<労働者のライフステージの例>

新卒就職

新卒就職時のミスマッチ
是正の転職・再就職

出産・育児との両立

キャリアアップのための
転職・再就職

老親介護等との両立

産業構造・事業構造の変化による転職・再就職

転職・再就職者

- 中高年齢者の採用実績のある企業は、採用実績のない企業に比べ、中高年齢者の中途採用に積極的になる。企業横断的に活躍するために必要な、異業種においても共通して発揮される能力は、職務経験により培われる。
- 職業キャリアが長期化し働き方のニーズが多様化する中で、年齢にかかわらず、職務経験が豊富な中高年齢者も、企業や業種を越えて活躍する社会を実現する。

<具体的な取組>

- 必要とする専門性や職業能力の水準等を明確に整理する
- 労働条件や職務内容、職場情報、企業文化等を提供する
- 元の職業・職種に関わらない募集・採用に取り組む
- 異業種でも発揮される職務遂行能力等の適正な評価を行う
- 社内・社外双方で公平性を保つ処遇を柔軟に決定する
- 即戦力採用であっても早期定着支援を積極的に行う
- 専門職のウェイトを高めていく

多様な選考・採用機会の拡大に向けた検討会報告書概要【新卒関係】

新卒者等 にとって

「希望する地域等で働ける」
「仕事と生活の調和が図れる」

【新卒者等の現状・課題】

- 地域限定等での就職を希望する者が多い一方、そうした働き方での就職が叶う者は少ない実態にある。

(就職活動時に限定正社員を希望する者の割合と希望が実現した者の割合)

	地域限定	職務限定	勤務時間限定
希望割合	72.6%	58.0%	51.8%
実現割合	28.6%	24.3%	4.4%

- 採用後において、正社員の39.6%が「できれば転勤はしたくない」と考えている。
- 生活(結婚、育児、介護等)と仕事の両立が可能な働き方ニーズの拡大。(2013年卒:20.6%⇒2018年卒:26.2%)
- 労働条件や仕事内容のミスマッチ等を理由に、大卒の32.2%、高卒の40.8%が就職後3年以内に離職。

企業にと って

「各地域で人材確保の機会が広がる」
「採用後の職場定着が期待できる」

【企業の現状・課題】

- 新卒正社員採用予定人数に占める地域限定正社員の割合は限定的であり、魅力ある地域の雇用の受け皿が不足。
※全国・海外展開企業の新卒者等採用予定者に占める地域限定正社員の割合は4.0%
- 一方、地域限定正社員制度を導入した企業の理由として、「地域密着型の経営のため」とする企業が19.2%あり、地域特性・地域ニーズに対応できる人材ニーズも一定数存在。
- 中小企業においては、発信力の弱さから、その魅力が伝わりにくく、人材確保が困難。
- 新卒一括募集スケジュール以外の時期に募集機会を設けていない企業が23.4%存在。

【多様な選考・採用機会の拡大に向けた方策】

【企業に求める取組】

- 新卒者等の中長期的なキャリア形成が可能な地域拠点を有する大企業等は、当該地域における選考・採用活動の実施に加え、当該地域に限定して働ける勤務制度等、新卒者等が希望する地域で将来のキャリア展望が描ける募集・採用の仕組みを積極的に検討する。
- 新卒者等の募集・採用においては、新卒者等が適切に企業や採用区分を選択できるよう、採用後の処遇や働き方、選択した採用区分ごとの具体的なキャリア展望等に係る情報開示に積極的に取り組む。
- 画一的な募集スケジュールでの対応が困難な新卒者等に対して、企業にとって過度な負担とならない範囲で個々の事情に配慮した柔軟な対応を行う。

【新卒者等に求める取組】

- 新卒者等においては、在学中から携わりたい仕事や働き方を十分に吟味するとともに、採用後のキャリア展望に係る情報も収集し、企業だけでなく働き方にも着目して、継続的・主体的にキャリア選択を行う。

【国の取組】

- 地域限定正社員制度等を導入し、人材確保や職場定着の成果を上げている企業の好事例を収集・周知する。
- 新卒者等にとって、それぞれの地域における就職・キャリアアップが具体的な選択肢となるよう、地域において働き方改革に取り組んでいる中堅・中小企業の魅力や、生活の場としての地域の魅力等を併せて発信する。
- 新卒者等が地域の労働市場の状況、地域限定正社員等を選択した場合のキャリア展望等に対する理解を深められるよう、学校等と連携し、より早期からの職業意識形成支援に取り組む。

青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針について

指針の根拠規定

第四条 事業主は、青少年について、その有する能力を正当に評価するための募集及び採用の方法の改善、職業の選択に資する情報の提供並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を講ずることにより、雇用機会の確保及び職場への定着を図り、青少年がその有する能力を有効に発揮することができるように努めなければならない。

第七条 厚生労働大臣は、第四条及び前条に定める事項についての必要な措置に関し、事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

指針の構成

第一 趣旨

第二 事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置

一 労働関係法令等の遵守

二 青少年雇用情報の提供

三 意欲・能力に応じた就職機会の提供等

四 学校卒業見込者等が希望する地域等で働ける環境の整備【新設】

第三 事業主が青少年の職場への定着促進のために講ずべき措置

一 雇用管理の改善に係る措置

二 職業能力の開発及び向上に係る措置

第四 特定地方公共団体及び職業紹介事業者等が青少年の雇用機会の確保及び職場への定着促進のために講ずべき措置

一 青少年の主体的な職業選択・キャリア形成の促進

二 中途退学者及び未就職卒業者への対応

三 募集情報提供事業者による就職支援サイトの運営

四 青少年雇用情報の提供

五 労働関係法令違反の求人者への対応

六 職業能力の開発及び向上に係る措置

七 職業生活における自立促進のための措置

八 青少年の希望及び状況に応じた関係機関の紹介

九 その他の各関係者が講ずべき措置

第二の一(一) 募集に当たって遵守すべき事項
(二) 採用内定・労働契約締結に当たって遵守すべき事項等

第二の二(一) 青少年雇用情報の全ての項目の提供
(二) 求めがあった情報提供項目の提供
(三) 求めを行ったことを理由とする不利益な取扱い
(四) 情報の整備及び速やかな情報提供

第二の三(一) 学校等の卒業者の取扱い
(二) 学校等の新規卒業予定者に係る採用方法 **一部追加**
(三) 職業経験が少ない青少年等に対する就職機会の提供
(四) 選考に当たってのいわゆるフリーター等に対する評価基準
(五) インターンシップ・職場体験の機会の提供

第二の四(一) 地域を限定して働ける勤務制度の積極的な導入 **新設**
(二) キャリア展望に係る情報開示

第三の一(一) 能力・資質、キャリア形成等に係る情報明示
(二) 不安定な雇用状態にある青少年の正社員登用等
(三) 労働法制に関する基礎知識の付与

第三の二(一) OJT及びOFF-JTの計画的な実施
(二) 必要に応じた実習併用職業訓練の実施
(三) 職業生活設計等を容易にするための相談機会の確保
(四) 自己啓発支援
(五) ジョブ・カードの活用支援
(六) 事業内職業能力開発計画の作成等

第四の四(一) 全ての青少年雇用情報の提供に向けた求人者への働きかけ
(二) 就職支援サイトへの全ての青少年雇用情報の掲載に向けた取り組み